

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中9名です。定足数に達しております。第8回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め指名いたします。

農業委員3委員

農業委員6委員 お願いします。

次に、日程第2の議案の審議を行います。

議 長

はじめに、第36号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第36議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転6件、賃借権設定1件です。

お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・子がおり、農作業歴は25年・25年・5年で、年間従事予定日数は160日・80日・20日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,362㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は40年、年間従事予定日数は300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で10分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は9,004㎡です。権利取得後は、水稻・牧草の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

本申請地は、令和4年5月に譲渡人が取得し、その後譲受人による営農型太陽光発電計画のため令和5年11月に一時転用及び農地法第3条の地上権の設定を行いました。この権利の期間を3年に設定しましたが許可後、太陽光発電のための経済産業省の認定上の法改正により営農型発電事業については3年以上の権利設定が必要であることが分かりましたので、今回認定農業者である譲受人に農地を所有権移転し、再度、営農型太陽光発電の実施に向けて進めていくものです。本申請に伴い、以前許可された一時転用及び3条の地上権設定の取消願が提出されております。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は20年・15年、年間従事予定日数は200日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で45分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は17,284㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請地は農地の改善が必要な状況ではありますが権利取得後に整地予定であり、営農型太

陽光の計画は、水田完成と併せて考えいくとのこと。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番から5番は申請同一の内容のため、一括して説明いたします。譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢等で管理困難なため、賃借権設定及び所有権移転するものです。

譲受法人は、令和2年10月に設立された株式会社で、令和4年1月に農林水産大臣による農業改善計画の認定を受けています。役員は取締役の1名で、その他労働力としては臨時雇用2名及び全国に5社ある協力会社を予定しています。農作業歴6年、年間従事予定日数は200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は支店のある■■■から自動車で40分から50分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は56,900㎡です。権利取得後は、キクラゲの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

本申請の代表者は、大学で菌類の研究をしており、栽培についての知識があることや、既に他県のほ場でも営農型太陽光パネルの下で作付けが出来ているようですので、作付けには問題ないと考えます。

次に収量についてですが、愛知県の林務課に県内の平均収量を確認したところ、県内ではハウス栽培の実績しかないとの事でしたが、菌床2.5kgあたり950gが平均とのことでした。本申請者は■■■県のほ場で1kgあたり1,000gの収量を確保していることです。

また販売先としては加工会社を予定しており、ヴィーガンという動物由来の食品を食べない方向けに、植物性たまご製品の原材料として無農薬のきくらげを粉末加工したのについて需要があるとのことで、販路が確保されています。

今回の申請地は全て、営農型太陽光発電設備を設置する予定ですが、万が一発電設備を設置できない事態が起きても、作付け品目を変えて、協力会社と共に耕作をする予定です。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人と妻がおり、農作業歴は10年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,296㎡です。権利取得後は、ミカンの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人と子がおり、農作業歴は40年・28年、年間従事予定日数はともに160日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は8,848.63㎡です。権利取得後は、野菜、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から7番について、許可することを原案といたします。第36号議案の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。

12番

申請番号4・5番について事前審査会で、いくつか質問をしました。譲受人に申請地は水田として利用されており、水が染み出るような部分があるが、耕作に適するのかが確認したところ、やる気、知識はあるので大丈夫であるとの回答でした。気になる点としては、屈みこむほど低い太陽光パネルの支柱の高さでなければきくらげ栽培には適さないとのこと。もしきくらげができなくなってしまうのであれば、水田として利用するとのこと。また、きくらげの栽培基準がないことです。(ハウスでの栽培基準はあるが)

議 長	<p>また、譲渡人についてですが、農地の購入を1年半前にしております。3筆のうち2筆は水はけが悪い場所であったが、キャッサバを作付けすることによって許可したものの、一作もせず、草刈りも十分にされていませんでした。しかし、今回の申請においては、近隣農地の所有者が農地を合わせて申請をしなければ、採算が合わず購入してもらえないということで今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>■■市でも許可申請されたものの、まだ太陽光発電設備の設置には至っていないようです。この件は慎重にしたほうが良いと思います。</p> <p>■■市でも同様に農地法第3条の許可申請がありましたが、許可したとのことでした。その他、補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第36号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします</p>
議 長	<p>つづいて、第37号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第37号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。 所有権移転5件です。 議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、居宅が申請地に跨って建っております。今般、渡人全員からの同意を得て、申請地と居宅を一体で受人が管理することになりました。また、農地法手続きが未済であったために、是正をかねて申請するものです。以前より農地以外の用途利用をしていたことに対する始末書が添付されています。 農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準について、是正のための申請であり、宅地敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は、■■市在住で、自動車と自転車を活用して本市内にある農地へ移動し、耕作する計画です。受人に自己所有地はなく、耕作予定地から条件のあう土地を探していたところ、管理困難となっていた地権者から土地を譲り受ける話がまとまり、申請地を駐車場と倉庫を設置するものです。 農地区分は、区分表の第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は、本市内にて、車両のシートや内装の張り替えを行う縫製業を営んでおります。受注数が増え、作業スペース・駐車場が不足し、適地を探していたところ管理困難となった地権者と売買の話がまとまり、申請地に駐車場を新設するものです。 農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地</p>

の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■にて再生可能エネルギーによる発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となった地権者と売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲を畔板で囲い、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

補足ですが、地元説明会を実施済で、担当課宛に説明会報告書を提出済となります。

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■に本社を置き、全国的に給食業務、介護用品レンタル・販売事業を営んでいます。今般、申請地隣接宅地を会社保養所として利用を計画しており、申請地を国道からの進入路として申請するものです。渡人は遠隔地在住で管理困難で譲渡するものです。農地区分は、区分表の第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、排水方法については、雨水枙で集水後、浸透槽へ放流する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

以上、第35号議案5件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
議案の説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

9 番

4番の申請について、申請図面と計画図面の公図が異なっていたので図面変更をお願いしている。とのこと。

事務局

その件については、行政書士に公図に合わせた利用計画図をいただいております。

議 長

その他、補足等ございませんか。

議 長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
第37号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議 長

つづいて、第38号議案の、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>それでは第38号議案について説明させていただきます。議案書9ページをご覧ください。</p> <p>改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。使用貸借権設定8件、賃借権設定5件であり、そのうち9件が新規設定です。また所有権移転が3件です。</p> <p>(議案書のとおり説明)</p> <p>次は農林業公社しんしろが行う農地所有者代理事業による所有権移転の案件で、要件に合致した場合に、公社が農業者に代行して手続を行います。要件としては、市の基本計画である農業生産の基礎となる優良農地の確保や、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や強化、及び権利設定後に備える要件として耕作等の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行う事、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることであり、また所有権移転に関しては、農地の集団化を図るために必要な場合に地域の農業者との連携が図られていることなど特別な事情がある場合に限られています。</p> <p>申請番号14番 作手黒瀬地内の田10筆 計15,927㎡を所有権移転し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号15番 作手黒瀬地内の田1筆 457㎡を所有権移転し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号16番 作手黒瀬地内の田2筆 計1,442㎡を所有権移転し水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から16番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第38号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>公社が行う事業でよかったでしょうか？中間管理機構の行う事業はではないですか？</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>旧経営基盤強化促進法の利用集積計画案に基づき公社が行うものです。</p> <p>わかりました。その他、補足等ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>第38号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書をご覧ください。報告第1から第6、計29件について説明させていただきます。(議案書のとおり説明)</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p>

議 長

以上をもちまして、第8回新城市農業委員会総会を閉会いたします。
長時間ありがとうございました。